

バイオマス活用協議会組織規約

1 名称

本協議会の名称は、バイオマス活用協議会とする。

2 目的

地域における農林水産業のバイオマス利活用への取組について、ネットワークを構築し、相互連携するための組織を作ることにより、共通の認識の醸成と密なる情報交換を図り、もって、地域全体でのバイオマスの総合的な活用や資源循環型コミュニティづくりを推進するための活動展開を目的とする。

3 活動

本協議会は、前項の目的を達成するために、次の活動を行う。

バイオマス利活用の取組事例等の情報交換

バイオマス利活用に関する計画策定に向けた情報交換

バイオマス利活用に関するシンポジウム等の開催

農林水産業のバイオマス利活用に貢献した団体等の表彰

(バイオマス利活用優良表彰の実施に当たり共催団体として参画)

その他協議会の目的を達成するために必要な活動

4 会員

会員は、本協議会の趣旨に賛同する自治体であり、下記の要件を満たす自治体とする。

バイオマス利活用推進協議会の設置がある都道府県

バイオマス利活用地区計画の策定に取り組む市町村

、 のほか、地域でのバイオマス利活用を推進する自治体

5 役員

協議会に次の役員を置く。

ア ブロック会長 1名(地方農政局等单位)

イ ブロック副会長 複数名

ブロック会長は地方農政局等单位毎に会員の中から互選する。

ブロック会長は必要に応じてブロック副会長を複数名置くことができる。

役員任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

6 役員の任務

ブロック会長は連携して会務を総括する。

ブロック副会長は、ブロック会長を補佐する。

7 総会

総会は、協議会の運営企画等の重要事項を決定する。

総会の議長は、ブロック会長の互選による代表がこれに当たる。

8 専門部会

バイオマス利活用優良表彰でのバイオマス活用協議会としての賞の授与に当たり、バイオマス利活用に貢献した団体等の現地調査等を行うため、専門部会を置くことができる。

専門部会の委員は、ブロック会長が委嘱する。

9 事務局

社団法人日本有機資源協会が事務局として、協議会の運営に関する庶務を行う。